

第 498 回岡山地方最低賃金審議会議事録

- 1 日 時 令和 4 年 8 月 2 日（火曜日）午後 3 時～
- 2 場 所 岡山市北区桑田町 2-21
岡山シティホテル桑田町別館会議室 306 号室
- 3 出席者
- | | |
|------------|---|
| 公益代表委員 | 岡 山 一 郎
片 山 裕 之
西 田 和 弘
益 田 佐和子
横 山 純 子 |
| 労働者代表委員 | 浅 山 里 奈
小 橋 政 次
西 崎 知 佳
野 瀬 仁 志 |
| 使用者代表委員 | 石 黒 和 之
鶴 海 元
西 谷 治 朗
榎 野 博 通 |
| 事務局 岡山労働局長 | 成 毛 節 |
| 労働基準部長 | 子 安 成 人 |
| 賃 金 室 長 | 浮 森 香 葉 |
| 賃 金 係 長 | 遠 藤 英 文 |
| 監 察 監 督 官 | 諏 訪 雅 浩 |

4 議 事

遠藤係長

ただ今から、第 498 回岡山地方最低賃金審議会を開催いたします。

まず、定足数の確認について御報告申し上げます。

本日は労働者委員の内藤委員、使用者委員の錦織委員の 2 名が御欠席、他の委員 13 名が御出席でございますので、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項の定足数、委員の 3 分の 2 以上又は公労使各 3 分の 1 以上の出席を満たしておりますことを御報告いたします。

本日御審議いただく議題につきまして御説明申し上げます。

お手元にお配りしております議事次第を御覧ください。

- (1) 地域別最低賃金額改定の目安の伝達について
- (2) 岡山県最低賃金専門部会の運営について
- (3) 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について
- (4) 特定最低賃金の改正決定について（諮問）
- (5) 今後の審議日程について
- (6) その他

でございます。

会長、よろしく願いいたします。

西田会長

皆様、暑い中ありがとうございます。

議題(1)の「地域別最低賃金額改定の目安の伝達について」から審議に入ることとします。

令和 4 年度の目安についての伝達を事務局からお願いいたします。

浮森室長

令和 4 年度地域別最低賃金額改定の目安の答申につきまして、御説明いたします。

資料を御覧ください。資料 1、記の 1 のとおり、令和 4 年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関して意見の一致をみるに至らなかったため、別紙 1 の公益委員見解が目安として示されました。別紙 2 は、昨晚取りまとめられた目安に関する小委員会報告です。

私から答申のポイントについて何点か御報告いたします。詳細は、後で御覧いただきたいと思います。

引上げ額の目安については、別紙 1 の公益委員見解の表のとおり、岡山の C ランクは、30 円となっております。

項目 2 (1) で、最低賃金法第 9 条第 2 項の 3 要素「賃金」「労働者の生計費」「通常の事業の賃金支払能力」のそれぞれについて、客観的データに基づく記述が行われています。

まず、「賃金」について、春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率が2%を超えています。こちらは別添の参考資料、1ページと2ページを御覧ください。

それから、賃金改定状況調査結果については、参考資料の3ページを御覧ください。第4表①、②における賃金上昇率、ランク計が全国平均で1.5%であったこと。さらに、5ページを御覧いただきたいのですが、新規資料として、継続労働者に限定した第4表③が示されています。その賃金上昇率、ランク計を御覧いただきたいのですが、2.1%となっています。加えて、第4表には今年4月以降に上昇している消費者物価の動向が十分に勘案されていない可能性があることに留意が必要としています。

次に、「労働者の生計費」についてです。これは、参考資料の7ページになります。それから、ちょっと飛ぶのですが、14ページのところを見ながら聞いていただきたいのですが、消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」は、今年4月、全国平均3.0%です。「基本的支出項目」といった必需品的な支出項目については4%を超える上昇率になっています。これについては、参考資料8ページです。最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、必需品的な支出項目に係る消費者物価の上昇も勘案し、先ほどできていました3.0%を一定程度以上上回る水準を考慮する必要があるとしています。

一方で、「通常の事業の賃金支払能力」については、法人企業統計における企業利益等々の指標、これが参考資料の9ページから12ページに様々な指標が表されておりまして、この指標からコロナ禍から改善傾向が見られるが、宿泊・飲食サービスでは現在も影響が見られること。企業物価指数、これが資料の13ページになりますが、9%を超える水準で推移する中で、多くの企業では十分な価格転嫁ができず、企業経営は厳しい状況にあるとし、コロナ禍や原材料費等の高騰による賃上げ原資を確保することが難しい企業も少なくないことに留意する必要があるとしています。

さらに、最低賃金は企業の経営状況にかかわらず、労働者を雇用するすべての企業に適用され、それを下回る場合には罰則対象となることも考慮すれば、引上げ水準は一定限界があると考えられるとしています。

これらを総合的に勘案し、3.3%を基準として目安を検討することが適当であるとしています。

A・BランクとC・Dランクの目安差については、各指標からA・Bランクは相対的に高い目安になることが適当とする一方で、地域間格差への配慮の観点を考慮して、目安の差は1円とすることが適当と考えるとしています。

そして、政府に対する要望として、生産性向上の支援と適正な価格転嫁に対する強い要望を示すものになっています。

以上が答申に関する報告です。

西田会長

ただ今の伝達、資料の説明について御質問等ありますでしょうか。

(特になし)

西田会長

本審議会終了後、引き続き第1回専門部会を開催し、岡山県最低賃金の改正決定に係る調査審議を行うこととなっています。専門委員会では、説明のあった目安内容を踏まえ、丁寧にかつ効率的な審議をお願いいたします。

次に議題(2)の「岡山県最低賃金専門部会の運営について」の審議に入ることとします。

前回の第497回審議会でご労使に各3名の任命について報告がありました。

この専門部会の運営についてですが、最低賃金審議会令第6条第5項において、「審議会はあらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。」と規定されておりますので、昨年までと同様に専門部会で全会一致の場合には、専門部会の決議を本審の決議として答申する取扱いでよろしいでしょうか。何か御意見ございませんか。

(特になし)

西田会長

それでは、当審議会としてそのように運営することにします。

次に、議題(3)の「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無」について、第496回審議会において労働局長から特定最低賃金の必要性の有無に係る諮問がございましたが、まずは、必要性の有無について、「本審一括審議」とするか「業種ごとに専門部会で審議」するかということから審議を開始します。先ほど説明のありました目安額や経済情勢等を踏まえまして、労使それぞれのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

それぞれ打合せの時間が必要かと思いますが、まずは労側から御意見を伺うことにします。労側どのくらいお時間が必要でしょうか。

浅山委員

15分ほどお時間をいただけますでしょうか。

西田会長 確か、公労使同席で意見発表していましたよね。
では、使側も15分あれば十分でしょうか。

(使側から同意する声)

西田会長 では、15分後にお集まりいただくということで、15時30分再開ということにしますので、それぞれ打合せ場所へ移動をお願いします。

(労使それぞれ別室にて打合せ)

(打合せ後、労使委員入室)

西田会長 最初に労働者側から、次に使用者側からお考えにつきまして発言をお願いします。

まず、労働者側からお願いします。

西崎委員 労側からの意見を申し上げます。

従来から申し上げているとおり、コロナ前に行われていた本審で一括で必要性ありとして、各部会の審議に入るのが望ましいところです。しかし、本審で必要性なしと判断されて、特定最賃の専門部会そのものが開かれないことは一番避けたい、望んでいないことですので、全員協議会で合議したとおり、必要性の判断については、本審で判断するのか、それとも各部会にゆだねるのか、労側としてはこだわらないようにしたいと思います。

西田会長 労側のほかの委員から補足はありませんか。

小橋委員 一括審議をとるという思いはあります。しかし、議論を進めたいというのが本音でございますので、議論を持てる場が違う形式であるのなら、一括審議にこだわりませんので、そこは議論の場を持てる専門部会で進めさせていただければと思っています。

西田会長 では、使側の御意見ををお願いします。

西谷委員 景気回復、景況感が業種によって非常に異なっていますので、もっと丁寧な話し合いをしたいと思います。使側とすれば、業種ごとに、個別に審議をしたいということです。

西田会長 使側のほかの委員はいかがでしょうか。何か補足がありましたら。

(特になし)

西田会長

労使双方の御意見をお聞きしましたが、労側としては、一括審議が望ましいけれども、そこにこだわって部会でのそれぞれの業界の実態を踏まえた議論の場を失うということがあっては本意ではないと、それぞれの業界の状況を踏まえた審議の場を持つということを重視していきたいということですね。使側としても業種による景気の回復を踏まえれば、丁寧な議論は当然必要で、個別の審議が必要であろうということですので、労使間で本審での一括審議の合意というのは難しいと感じました。

審議会に求められている丁寧な審議の実現のためには、昨年と同様に、必要性の審議から専門部会で行う方式をとるということになると考えますが、それでいかがでしょうか。

(労使双方から同意する声)

西田会長

それでは、今年度は必要性の有無から専門部会で審議する方式で進めることといたします。

議題（４）の「特定最低賃金の改正決定について」に移ります。この審議を効率的に進めるために、諮問内容の一部変更が必要とのことですので、事務局から説明をお願いいたします。

浮森室長

第496回審議会において、フロー図で御説明した令和3年度方式となります。審議を効率的に進めるため、前回の諮問内容に、「改正決定することを必要と認めるとの結論に達した特定最低賃金の改正決定について、法第15条第2項の規定に基づき、併せて貴会の調査審議をお願いする。」を加え、本審を開催することなく引き続き、金額審議に移ることができるようにするものです。

労働局長による諮問ですので、諮問文を成毛局長から会長へお渡しした後、私が諮問文を代読いたします。

(局長より会長へ諮問文を手渡す)

(事務局 諮問文の写しを各委員に配付)

浮森室長

諮問文を代読いたします。

(諮問文を読み上げ)

浮森室長

改めて諮問させていただきましたので、成毛局長から説明申し上げます。

成毛局長

御説明いたします。

前回、7月5日の第496回審議会におきまして、岡山県内7業種の特定最低賃金について、改正決定の必要性の有無の意見を求める諮問をさせていただいたところでございます。

本日までの審議において、今年度も各特定最低賃金につきまして、改正決定の必要性の有無の審議の段階から専門部会を設置し、各産業の関係労使で県内の実情を踏まえて調査審議を進めることが確認されました。このため、昨年同様、効率化の観点から、本日改めて改正決定の必要性の有無及び改正決定について諮問をさせていただいたところでございます。

7月27日に発表されました、岡山財務事務所の岡山県内経済情勢報告では、総括判断を「持ち直している」とし、4月の「新型コロナウイルス感染症の影響がみられるものの、緩やかに持ち直している」とあり、上向きの判断になってございます。

個人消費は、持ち直している。

生産活動は、持ち直しつつある。

雇用情勢は、緩やかに持ち直しつつある。

などと報告されております。

また、6月の岡山県内の有効求人倍率は1.53倍と3か月連続の上昇となっており、基調判断として、一部に厳しさがみられるものの持ち直しの動きがみられるとしております。

このような雇用経済情勢の中で、地域別最低賃金に引き続き、特定最低賃金の専門部会での審議をお願いすることになりました。

委員の皆様には、大変な御苦勞をおかけすることとなりますが、各産業の県内の実情を十分踏まえた、丁寧で円滑な審議をよろしく願いいたします。以上でございます。

西田会長

ただ今、労働局長からの諮問があり、7業種の特定最低賃金について、本日の審議を受けて、諮問の一部が変更されました。

今年度も、特定最低賃金の審議に当たって、労使のイニシアティブにより、丁寧かつ効率的な議論が行われますよう、各委員の一段の御協力をお願いしたいと思います。

次に、特定最低賃金専門部会設置に関する事務手続について、事務局から説明してください。

浮森室長

規定によりまして、本日付で専門部会の労使代表委員の推薦について公示することとします。最賃法第25条第1項に基づく必要性審議の専門部会と、全会一致となった専門部会については、引き続き最賃法第25条第2項に基づく金額改正審議の専門部会の委員を兼務するものとして推薦公示文に記載します。

西田会長

労使、各側の委員の皆さん、よろしいでしょうか。

(異議なし)

西田会長

今後の特定最低賃金専門部会の審議の進め方として、1点目は審議会令第6条第5項の適用と、2点目として必要性等審議の専門部会の公開、非公開についてお諮りします。

まず、必要性の有無に関する専門部会において、全会一致の場合は、令第6条第5項の規定を適用したいと思います。従いまして、専門部会での決議を本審の決議とし、金額改正審議に移行することとします。そして、金額改正の専門部会において全会一致の場合は、これまでと同様に令第6条第5項を適用し、本審の開催を行わず、答申を行うこととします。

なお、個別の各専門部会において、必要性の有無について全会一致とならなかった場合は本審に報告し、審議終了となります。また、必要性の有無について全会一致となり、その後金額改正審議において全会一致とならず結審した産業につきましては、本審へ報告の上、審議が行われることとなります。

よろしいでしょうか。

(異議なし)

西田会長

次に、必要性専門部会の公開、非公開については、部会長が判断するとなっているため、第1回の専門部会でそれぞれ判断することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

西田会長

当審議会としてそのように運営することといたします。

浮森室長

事務局として2点確認いたします。

1点目は、昨年度と同様に、各特定最賃の第1回専門部会は公開として開催、議事録を作成、第2回目以降の部会については、部会長の判断により非公開となった場合には議事要旨を作成し、公開することとしてよろしいでしょうか。

2点目は第1回特定最低賃金専門部会の開催について、具体的な日程については、今後任命された委員の方々との調整することになりますが、昨年度と同様に、合同部会として開催したいと考えています。日程にもよりますが、会場の関係から、2業種から

3業種ごとに3回に分けての開催が見込まれます。いかがでしょうか。

西田会長 事務局から議事録に関する事項と、専門部会の合同開催についてのお伺いでしたが、何か御意見がありますか。

西谷委員 去年は合同での開催が2日行われましたよね。効率が良かったのですが、今回は3回に分けるという予定ですか。

浮森室長 調整具合にもよるのですが、会場の関係で3回に分けて開催せざるを得ないと考えております。

子安部長 事務局にとっても昨年度のように3業種と4業種というように2回に分けてできれば簡素でありますので、内部会場が確保できないことから3回に分けて行うとしておりますが、外部会場が確保できるかどうかも含めてできる限り検討いたします。

西谷委員 お願いします。

西田会長 ほかはいかがでしょうか。

(特になし)

西田会長 特にないようですので、1点目、議事録の取扱いについては、事務局御提案のようにお願いします。

2点目の特定最低賃金専門部会については、第1回目を合同部会として開催するけれども、事務局としてはできる限り会場確保に努め、2回で開催できるよう努力するということです。会場の確保が難しい場合は、申し訳ありませんが3回に分けて開催ということがあり得るということでよろしいですか。

(異議なし)

西田会長 では、そのように準備を進めてまいりたいと思います。御協力をお願いいたします。

次に議題(5)の「今後の審議日程について」事務局から説明してください。

浮森室長 次回、第499回岡山地方最低賃金審議会につきましては、岡山県最低賃金専門部会の審議結果が全会一致とならなかった場合に

開催することとなります。

このため、次回の本審の開催日については、専門部会の審議の状況を踏まえ、委員の皆様と調整の上、連絡いたします。

西田会長

議題（6）の「その他」について、事務局から何かありますか。

浮森室長

先ほど御説明しましたとおり、本日付けで特定最低賃金の各専門部会の労使委員候補者を推薦いただくよう公示しますが、推薦期限につきましては、8月23日（火）までと考えております。

また、特定最低賃金の改正決定に係る意見聴取の公示につきましては、必要性の有無について各専門部会で全会一致の議決となった日に意見聴取の公示を行うこととなります。そのため、各産業の審議結果を踏まえ対応いたします。

西田会長

ただ今の事務局の説明について、皆さん、よろしいでしょうか。

浮森室長

すみません、もう1点お願いしたいのですが、前回、事務局からお出した資料の差し換えをお願いしたいのですが、影響率に関する資料になります。

（事務局、差し換え資料を各委員に配付）

浮森室長

前回の影響率表が30円まででしたので、今回40円までのものを作らせていただきました。以上です。

西田会長

影響率表について、質問等はございませんよね。こういうイメージですという参考資料にすぎませんので。

ほかに皆さんから何かありますか。

（特になし）

西田会長

本日、中央最低賃金審議会の目安の答申の説明がありましたが、中賃公益委員の見解等を踏まえ、岡山県内の企業活動、労働者の実情を十分踏まえて今後の審議をお願いいたします。

次回、第499回岡山地方最低賃金審議会につきましては、岡山県最低賃金専門部会の審議結果が全会一致とならなかった場合に開催し、部会から報告が行われることとなります。この場合、公開として開催いたします。

なお、答申後、岡山県最低賃金の改正に係る異議の申出があった場合も、当該申出について、審議会を開催することとなります

が、皆さんの忌たんのない御意見をいただく必要があると考えますので、昨年度までと同様に非公開とします。よろしいでしょうか。

(特になし)

西田会長

ほかになれば、これで第 498 回岡山地方最低賃金審議会を終わります。